

第12回 勢田川等水面利用対策協議会

日時：平成30年2月23日（金）

14:30～15:45

場所：三重県伊勢庁舎4階会議室

（伊勢市勢田町628番地2）



協議会の様子

勢田川等水面利用対策協議会委員

- 宇治山田港湾整備促進協議会
- NPO法人神社みなとまち再生グループ
- 伊勢湾漁業協同組合
- 伊勢湾漁業協同組合 今一色支所
- 伊勢市大湊町振興会
- 伊勢市神社港自治会
- 伊勢市下野町自治区
- 伊勢市通町自治会
- 伊勢市一色町自治会
- 伊勢市田尻町会
- 伊勢市二見町今一色区自治会
- 三重県 県土整備部 港湾・海岸課
- 三重県 伊勢建設事務所
- 伊勢市 都市整備部
- 伊勢警察署 生活安全課
- 鳥羽海上保安部
- 国土交通省中部運輸局 鳥羽海事事務所
- 国土交通省中部地方整備局 河川部
- 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

▼ 議事の内容

① 前回までの協議事項・報告事項

② 報告事項

▼係留施設の確保増 船舶係留施設の占用許可 大湊川北側流路船舶係留施設

第11回協議会において管理者を決定した大湊川北側流路船舶係留施設について、平成29年3月23日に占用許可し、4月1日より管理を開始しました。

- ①施設名 大湊川北側流路船舶係留施設
- ②管理者 伊勢湾漁業協同組合
- ③所在地 三重県伊勢市大湊町地先
- ④占用面積 約458.5㎡
- ⑤収容能力 約15隻
- ⑥占用期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで



▼係留対象船の減 船舶の自主撤去

- ・占用許可施設からの自主撤去及び、転覆や傾斜した船舶の所有者に対する撤去指導の結果、35隻（H28.8～H30.2）が自主撤去されました。

▼係留対象船の減 是正指導

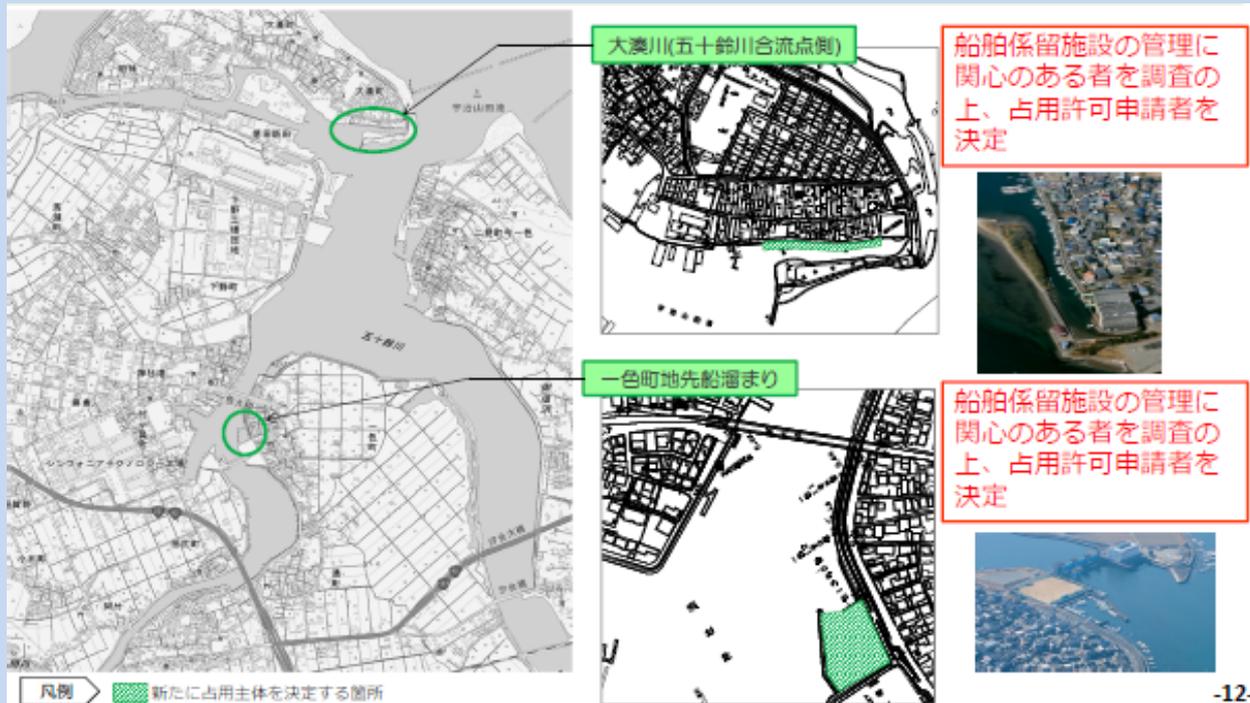
- ・協議会方針を再度周知するため、平成27年の1回目に続き、2回目の啓発チラシを平成29年12月に所有者全員（約200名）へ郵送しました。



③ 協議・検討事項

▼係留場所の確保増 占有主体の決定に向けて

- 平成29年度に下記2箇所の占有主体決定に向けた手続きを進めることを協議しました。



-12-

▼係留場所の確保増 占有場所の追加について

- 平成29年度に下記箇所について係留箇所追加に向けた手続きを進めることを協議しました。



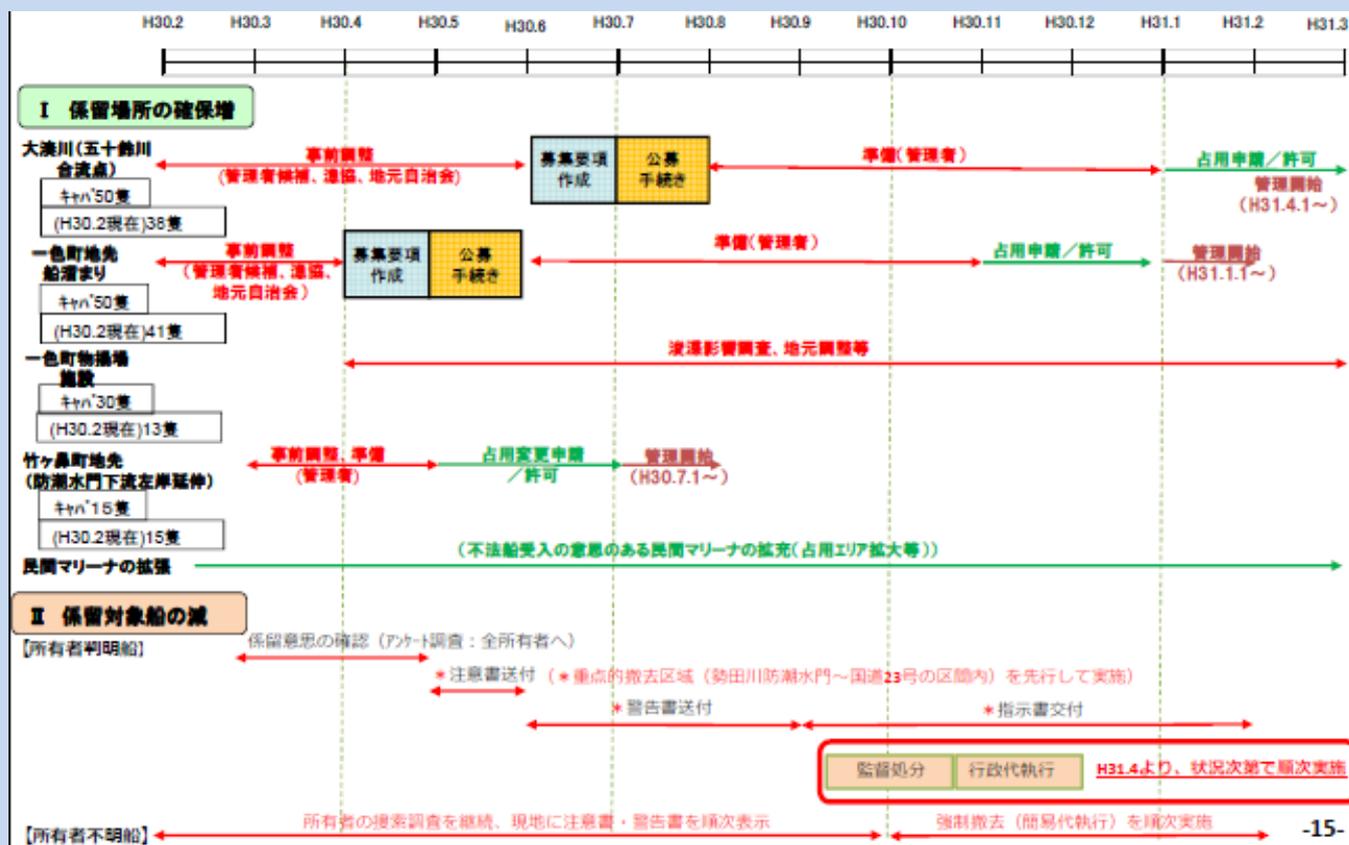
-13-

▼係留対象船の減 所有者不明船の撤去

- 所有者不明船の撤去について、3ヶ年（平成32年3月まで）で計画的に実施することについて協議しました。

▼今後の予定について

今後は下記スケジュールを基本とし諸対策を進めていくことを協議しました。



～委員からのご意見～

- ・係留施設全般の浚渫を実施して欲しい。
- ・浚渫土を利用し神社小学校跡地への津波避難盛土を行って欲しい。
- ・油漏れ船の所有者には速やかな撤去命令を出して欲しい。
- ・津波対策として船舶係留方法の強化も考察して欲しい。

▼ 今回の協議会において確認及び決定した主な事項

- ・占用主体の決定に向けて平成29年度は2箇所での手続きを進め、かつ既存の占用場所に係留箇所を1箇所追加することとした。
- ・所有者不明の船舶及び係留施設の撤去を引き続き計画的に実施していくこととした。
- ・平成32年3月までに不法係留船ゼロを目指し、新たな行動スケジュールにより対策を講じていくこととした。
- ・次回の協議会は平成30年の進捗状況を勘案し、事務局から各委員へ事前提案し開催することとした。